

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははつきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ア）から（オ）に当てはまる最も適切な語句または数字はなにか、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句または数字が入る。

（配点：20 点）

確定判決の既判力が生じる判断は、原則として判決の（ア）に包含されるものに限られる。（ア）に包含される判断とは、訴訟における審判の対象である（イ）たる権利義務についての判断である。判決理由中の判断に既判力が生じないのは、当事者の直接の関心が自己に有利な（ア）の判断を得ることにあり、理由中の判断はそのための手段にすぎないことによる。

以上の例外として、相殺の抗弁についての理由中の判断には既判力が生じる。たとえば、原告Xが被告Yに対して、100万円の売買代金の支払を求める訴えを提起したとしよう。

（例1） Yは、主位的に弁済の主張をするとともに、予備的に100万円の反対債権が存在する旨を主張し、相殺の抗弁を提出した。裁判所は、Xの請求を棄却する判決をしたが、それが、Yが主張した弁済が有効であるという判断による場合には、この判断に既判力は生じない。これに対して、Xが主張した100万円の売買代金債権とYが主張した100万円の反対債権がともに存在し、相殺によって消滅したという判断により、請求棄却判決をした場合には、売買代金債権100万円が存在しないという（ア）の判断だけでなく、反対債権（ウ）万円が存在しないという理由中の判断についても、既判力が生じる。

（例2） Yは、主位的に弁済の主張をするとともに、予備的に80万円の反対債権が存在する旨を主張し、相殺の抗弁を提出した。裁判所は、（1）売買代金債権100万円が存在する、（2）反対債権は80万円ではなく、70万円である、（3）売買代金債権100万円のうち70万円が相殺によって消滅したと認めて、Xの請求を30万円の限度で認容する判決をした。この場合には、売買代金債権（エ）万円が存在するという（ア）の判断だけでなく、反対債権（オ）万円が存在しないという理由中の判断についても、既判力が生じる。

II. 訴えの提起によって生じる①実体法上の効果と②訴訟法上の効果をそれぞれ
れ1つずつ挙げなさい。

(配点：10点)

III. 確認の訴えの対象は、原則として現在の権利または法律関係でなければなら
ないが、過去の事実または法律関係の確認を求める訴えであっても、例外的
に確認の利益が認められる場合がある。

① 過去の事実または法律関係について、原則として確認の利益が認めら
れない理由はなにか。

② 過去の事実または法律関係について確認の利益が認められるのはど
のような場合か。

②については具体例も挙げて、①②あわせて5行程度で説明しなさい。

(配点：20点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄ア～クに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～②に当てはまる最も適切な刑事訴訟法の条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書、前段・後段まで特定すること。）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

強制採尿の際に通常用いられるカテーテルを尿道に挿入して尿を採取する方法は、身体に対する侵入行為であるとともに屈辱感等の精神的打撃を与える行為で、被採取者に肉体的不快感ないし抵抗感を与えるものであるが、医師等習熟した技能者によって適切に行われる限り、身体上ないし健康上に障害をもたらす危険性は比較的乏しく、仮に障害を起こすことがあっても軽微なものにすぎないと考えられるし、被採取者に与える屈辱感等の精神的打撃は、（ア）の方法としての身体検査においても同程度の場合がありうるのであるから、前記のような方法による強制採尿が（イ）として絶対に許されないとすべき理由はなく、被疑事件の（ウ）、（エ）の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適當な（オ）等の事情に照らし、犯罪の捜査上真にやむをえないと認められる場合には、（カ）として、適切な法律上の手続を経てこれを行うことも許されてしかるべきであり、ただ、その実施にあたっては、被疑者の身体の安全とその人格の保護のため十分な配慮が施されるべきである。

この適切な法律上の手続について、捜査機関が実施するには（キ）を必要とすると解すべきである（①）。ただし、人権の侵害にわたるおそれがある点で、（ア）の方法としての身体検査と共通の性質を有しているので、（②）が（キ）に準用されるべきで、令状の記載要件として、強制採尿は医師をして（ク）と認められる方法により行われなければならない旨の条件の記載が不可欠である。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点：20点)

1. 被疑者勾留の実体的要件（6行）

2. 刑事訴訟法上、被告人勾留が解かれる具体的場面4つ（4行）

[このページは空白です。]